

公 告 第 6 号
令和 4 年 11 月 1 日

パーソルキャリア健康保険組合
理事長 松丸 友生



組合規約の一部変更について（事業所の削除）

当組合の加入事業所を定めた規約について、下記のとおり変更がありましたので、公告します。

記

1. 変更の趣旨

当健康組合の設立事業所であるシングラー株式会社は、令和 4 年 1 0 月 1 日付でパーソルキャリア株式会社と合併したことに伴い、設立事業所から削除しました。

2. 具体的変更点

組合規約第 4 条より下記条文を削除しました。
「シングラー株式会社 東京都港区」

3. 変更日

令和 4 年 1 0 月 1 日

以上